

令和7年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

令和7年11月20日 開会

令和7年11月20日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

令和7年11月20日（木曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第14号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第15号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第16号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第10 議案第17号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第18号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 閉会中調査の件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（18名）

1番	川口雅丈	2番	安井和則
4番	藤原明	5番	小松穂積
6番	佐藤一夫	9番	佐藤敏雄
10番	後藤健	11番	堀部壽

12番 宮崎 信一  
14番 目時 重雄  
17番 田川 政幸  
21番 齋藤 多聞  
24番 中村 房司

13番 黒沢 龍己  
15番 伊藤 秀明  
19番 荒川 滋  
23番 高橋 邦武  
25番 佐々木 修

---

#### 欠席議員（6名）

7番 笹本 真司  
16番 佐々木 文明  
20番 畠山 菊夫

8番 湊 貴信  
18番 堀内 満也  
22番 高橋 浩人

---

#### 地方自治法第121条による出席者

広域連合長 沼谷 純  
代表監査委員 小野 昌樹  
事務局次長 山崎 兼人  
兼会計管理者  
業務課長 石井 中

副広域連合長 鈴木 雄大  
事務局長 横山 康宏  
総務課長 伊藤 誠悦  
兼会計室長

---

#### 議会担当職員出席者

議会書記 館岡 賛 議会書記 黒川 さやか

---

#### 午後3時00分 開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、これから令和7年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和7年8月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

2市1町において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。

します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。潟上市議会議長の佐藤敏雄議員、大仙市議会議長の後藤健議員、美郷町議会議長の高橋邦武議員です。よろしくお願いいたします。

---

### 日程第1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、佐藤敏雄議員は9番、後藤健議員は10番、高橋邦武議員は23番と指定いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、宮崎信一議員、荒川滋議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

## 日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第14号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」から、議案第18号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」までの各議案に対する、提案理由の概要説明を求めます。

沼谷広域連合長。

【 沼谷純広域連合長 登壇 】

○広域連合長（沼谷 純） 令和7年11月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療広域連合の運営状況について申し上げます。

今年度は、次期財政運営期間である令和8年度及び9年度に向けての保険料率改定の年に当たります。現在、厚生労働省から示されたスケジュールに従い、改定の準備作業を進めておりますが、先日、保険料率算定に用いる係数などが示されたことから、今後、厚生労働省や県と協議の上、試算を重ね、2月定例会において、次期保険料率を定める条例案を提出する予定としております。なお、試算に当たりましては、医療給付費の増加や子ども・子育て支援金の徴収が始まることなどの要素も考慮し、作業を進めてまいります。

さて、今議会には、条例案2件、補正予算案1件、決算認定2件を提案いたしております。

はじめに、議案第14号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次に、議案第15号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次に、議案第16号「令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件」についてであります。今回の補正は、レセプト等の保管場所の借り上げや執務環境の整備に係る経費を計上するものであります。歳入歳出予算の総額

に、それぞれ、468万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、1,566億6,516万円とするものであります。

次に、議案第17号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。歳入では、予算現額8億154万8千円に対し、決算額は8億9万1,601円で、予算現額に対する収入率は、99.8%であります。歳出では、予算現額8億154万8千円に対し、決算額は7億6,131万9,443円で、予算現額に対する執行率は、95.0%であります。この結果、歳入歳出差引残額は、3,877万2,158円であります。

次に、議案第18号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」についてであります。本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。歳入では、予算現額1,555億8,923万1千円に対し、決算額は1,562億6,600万6,881円で、予算現額に対する収入率は、100.4%であります。歳出では、予算現額1,555億8,923万1千円に対し、決算額は1,536億6,769万3,779円で、予算現額に対する執行率は、98.8%であります。この結果、歳入歳出差引残額は、25億9,831万3,102円であります。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重し、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

---

日程第7 議案第14号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

日程第8 議案第15号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

日程第9 議案第16号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件

日程第10 議案第17号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
認定の件

日程第11 議案第18号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計歳入歳出決算認定の件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第14号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」から、日程第11、議案第18号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」まで、以上5件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第14号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」から、日程第11、議案第18号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」まで、以上5件を一括して議題といたします。

質疑の前に、監査委員から、決算審査の結果について、報告を求めます。小野代表監査委員。

○代表監査委員（小野昌樹） 監査委員の小野でございます。私から、令和7年8月29日に行われました、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果の概要についてご報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算が、審査に付されました。令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。詳細につきましては、お手元にお配りしております歳入歳出決算審査意見書をご高覧願います。

以上で、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（黒沢龍己） 以上で、監査委員の報告を終了いたします。

これより議案第14号から議案第18号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第14号から議案第18号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第14号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第15号、秋田県後期高齢者医療広域職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第16号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第17号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号は、認定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第18号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号は、認定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 閉会中調査の件

○議長（黒沢龍己） 次に、日程第12、閉会中調査の件を議題といたします。議会運営委員長からお手元に配付のとおり、閉会中調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

---

#### 広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。沼谷広域連合長。

【沼谷純広域連合長 登壇】

○広域連合長（沼谷 純） 開会から18分での閉会となりますが一言ご挨拶を申し上げます。まずは本日ご提案させていただきました議案についてすべてスムーズにご可決を賜り心から感謝申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後もこの広域連合の運営につきまして多大なるご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

#### 閉 会

○議長（黒沢龍己） この際お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和7年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

#### 午後3時20分 閉 会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員